

第 55 次南極地域観測隊の制限行為に関連する活動計画について

1. 概要

○55 次隊にて実施する活動計画総数	86 計画
○制限行為に係る活動計画総数	37 計画
○制限行為数	
鉱物資源活動（法第 13 条）	2 件
生きていない哺乳綱、鳥綱の個体の持込 （法第 14 条第 1 項）	1 件
ほ乳類・鳥類の捕獲、殺傷、卵の採取・損傷 （法第 14 条第 2 項第 1 号）	0 件
生きている生物の持込（法第 14 条第 2 項第 2 号）	1 件
動植物の生息・生育状態、生息環境への影響 （法第 14 条第 2 項第 3 号）	2 件
廃棄物の処分と管理（法第 16 条）	37 件
PCB 等の持込（法第 18 条）	0 件
特別保護地区への立入（法第 19 条）	2 件
史跡記念物の補修など（法第 20 条）	0 件

2. 鉱物資源活動

- 目的：セールロンダーネ地域における絶対重力測定のための起
点の展開及び将来の反復測定の準備の一環として地下密
度構造解析や岩石の風化度の解析を含む活動を実施。
- 活動実施方法：露岩における岩石または迷子石の採取
地下密度構造解析用に露岩の岩石を採集。岩石の風化度を解析す
るため、岩石種ごとに露岩表面または迷子石の岩石資料を採取す
る。
- 確認要件に関する規定：法第 7 条第 1 項第 1 号
- 行為者：4 名
- 場 所：プリンセスエリザベス基地近くの露岩域
- 時 期：2013 年 11 月 28 日～2013 年 12 月 16 日

3. 生きている生物の持込

- 目的：食用及び観葉目的として使用するため（植物の種子）
- 活動実施方法：植物（種子）の持込
生鮮野菜は、管理棟冷蔵庫、倉庫棟冷凍庫・冷蔵庫に保管

する。水耕栽培は発電棟野菜栽培室、管理棟食堂、倉庫棟喫煙室で生産する他、(参考資料4)水耕栽培のガイドラインを参考にしながら栽培する。

- 確認要件に関する規定：法第7条第1項第1号
- 行為者：1名
- 場所：昭和基地内
- 時期：2014年2月1日～2015年1月31日

4. 在来植物の除去又は損傷①

- 目的：宗谷海岸湖沼およびリーセルラルセン山麓湖沼の水質環境の観測、湖水および湖底堆積物・生物試料、湖沼周辺の物質循環調査のための分析資料を採集する。
- 活動実施方法：微生物、藻類、地衣類、コケ類の採取
湖沼の湖底、湖沼集水域に生育する微生物・藻類・地衣類・コケ類試料を500kg(湿重量：約90%の水を含む)採集する。場所は東西オングル島、ラングホブデ(ASPA141)、スカルブスネス、スカーレンを含む。
- 確認要件に関する規定：法第7条第1項第2号に基づく施行規則第11条
- 行為者：11名
- 場所：宗谷海岸湖沼およびリーセルラルセン山麓湖沼等
- 時期：2013年12月20日～2014年2月28日

5. 在来植物の除去又は損傷②

- 目的：昭和基地内水系および南極環境中にレジオネラ属菌が生息するか否かを調査する。
- 活動実施方法：藻類(カワノリ)の採取
地表の水たまりや小さな湖沼、雪解け水の流路、昭和基地からの排水路等に見られる藻類を含む試料を採取。1箇所からは5グラム以内とし、合計20カ所以内で採取する。採取にあたり、周辺に植生がある場合には踏みつぶすことがないように注意する。
- 確認要件に関する規定：法第7条第1項第2号に基づく施行規則第11条
- 行為者：4名
- 場所：昭和基地周辺の東オングル島および基地周辺沿岸域
- 時期：2013年12月中旬～2014年2月下旬